正しく判定! 法人税の損金算入・不算入

第7回 未払計上した決算賞与は損金算入?

公認会計士·稅理士 溝端 浩人 稅理士 松本 栄喜



私は、甲社を経営している社長です。今期は従業員の頑張りにより昨年以上に利益が出そうです。そこで従業員全員に対して決算賞与の支給を考えているのですが、資金繰りの都合上、実際の支給は翌期の20日になりそうです。決算では未払計上したいのですが、未払計上した決算賞与は当期に損金算入できるのでしょうか?



賞与は、原則として従業員に支払った事業年度の損金となります。したがって、期末に未払計上しただけでは、未払計上した事業年度(当期)の損金とはなりません。

ただし、一定の要件(下記1・2の要件参照)を満たす場合には、未払計上した事業年度(当期)の損金算入が認められます。

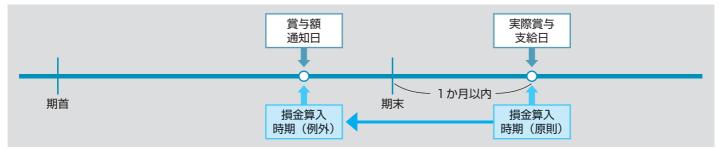


決算賞与の税務上の取扱い

従業員に支給する賞与は、原則としてその支給日の属する事業年度の損金に算入することとされていますが、次の1・2の場合には、 損金算入時期の例外(通知日又は支給予定日の属する事業年度の損金算入)が認められています。

内 容	要件	損金算入時期
未払金として損金経理できる賞与	同時期に賞与の支給を受ける全ての従業員一人ひとりに対して賞与の支給額を通知していること通知した日の属する事業年度終了の日の翌日から1か月以内に、通知をした全ての従業員に対してその通知金額を支給していること損金経理を行っていること	通知日の属する事業年度

図で表すと、次のようになります。



● 決算日後 1 か月以内に賞与を支給する場合は、決算日までに従業員一人ひとりに実際の支給額を通知して損金に算入することで、当期の課税所得を減少させることができます。

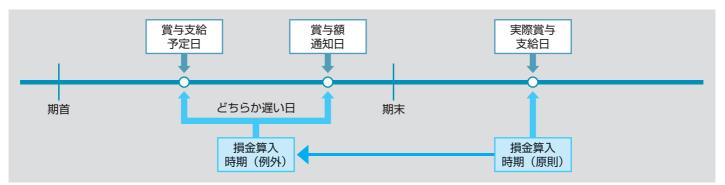
【アドバイス】

- (1) 支給額の通知については、各人への通知は書面で行い、通知を受けた旨のサインをもらっておくとよいでしょう。
- (2) 各人に銀行振込を利用する方法等により、決算日後 1 か月以内に支給した事実を明らかにしておくとよいでしょう。

2 ●②の全ての要件を満たす場合

内 容	要件	損金算入時期
労働協約又は就業規則に定められ た支給予定日が到来している賞与	 従業員に賞与の支給額が通知されていること 損金経理を行っていること	支給予定日又は通知日のいずれか 遅い日の属する事業年度

図で表すと、次のようになります。



● 資金繰りがつかず、支給予定日に賞与が支給できなかった場合でも、期末までに従業員に支給額を通知して損金算入すれば、当期の 課税所得を減少させることができます。





満端 浩人(公認会計士・税理士) 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人) にて実務を経験後、平成4年3月に溝端公認 会計士事務所開業。株式会社コンサルティング・モール代表取締役。

【事務所】大阪市天王寺区(谷町九丁目)



まつもと ひで き **松本 栄喜**(税理士)

大原簿記専門学校税法講師を経て、妙中公認会計士事務所にて実務を経験後、平成18年に税理士事務所開業。税理士法人松本会計事務所代表。

【事務所】大阪市淀川区西中島



「図解・業務別 会社の 税金実務必携」(共著)他

